(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項により設置された民間の認可保育所、私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により設置の認可を受けた私立幼稚園をいう。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項により設置された幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に対し、蒲郡市地域子ども・子育て支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

- 第2条 この補助金は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61 条の規定に基づき蒲郡市が策定する蒲郡市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく措置のうち、同法第59条第2号及び第9号から第11号までに規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。(交付の対象)
- 第3条 この補助金の交付の対象(以下「補助事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。
 - (1) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」(令和6年4月1日こ成保第225号)の 別紙に定める延長保育事業

(2) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第259 2号、こ成保第191号)の別紙に定める一時預かり事業 (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円

未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の 実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、前号により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。
 - (1) 交付対象事業に要する経費については、別表の第2欄の各区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
 - (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業を行う事業者(以下「補助事業者」という。)が全国的に事業を展開する組織の1支部等(1支部、1支社、1支所等をいう。)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等(本部、本社、本所等をいう。以下同じ。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、市長は当該報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、これらを補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、5年間の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、蒲郡市地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付申請について(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、補助事業者は、蒲郡市地域子ども・子育て支援事業 費補助金の変更交付申請について(第2号様式。以下「変更交付申請書」という。) を市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

(交付決定)

- 第8条 市長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行わなければならない。
- 第9条 市長は、交付決定又は決定の変更があったときは、補助事業者に対し蒲郡 市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)又は蒲郡 市地域子ども・子育て支援事業費補助金変更交付決定通知書(第4号様式)によ り、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知しなければならない。
- 第10条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。 (補助金の交付)
- 第11条 この補助金は、当該補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の

理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、翌年度4月10日(第5条第3号の規定により事業の中 止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経 過した日)までに蒲郡市地域子ども・子育て支援事業費補助金の事業実績報告に ついて(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(額の確定)

第13条 市長は補助金の額が確定した場合には、補助事業者に対し蒲郡市地域子 ども・子育て支援事業費補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、速やか に確定の通知を行わなければならない。

(補助金の返環)

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について 市に返還することを命ずるものとする。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

- 第16条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第12条に定める算定 方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてそ の定めるところによるものとする。
- 第17条 補助事業者は、補助金の交付申請、変更交付申請及び実績報告の際には、 別に定めるところにより、その他市長が定める様式を提出すること。
- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年3月7日から施行する。
- 2 蒲郡市延長保育促進事業費補助金交付要綱、蒲郡市一時保育及び特定保育促進事業費補助金交付要綱、蒲郡市一時・特定保育事業実施要綱及び蒲郡市延長保育促進事業実施要領は、廃止する。

附則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

- この要綱は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年1月25日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2 年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、 なお使用することができる。

附則

- この要綱は、令和4年2月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年3月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和6年2月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和6年12月12日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月7日から施行し、改正後の別表延長保育事業の項の 規定は、同年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

1事	2区 分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率
延保事長育業	延保事長育業	(1) 保育短時間認定 (在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員20人以上) 延長時間区分 1時間 21,200円 2時間 42,400円 3時間 63,600円 イ 小規模保育事業 延長時間区分 A型・B型 C型 1時間 14,000円 17,700円 2時間 28,000円 35,400円 3時間 42,000円 53,100円 (2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 延長時間区分 A型・B型・C型 30分 600,000円 1時間 1,760,000円 イ 小規模保育事業 (自園調理等) 延長時間区分 A型・B型・C型 30分 600,000円 1時間 1,760,000円 ・ 水規模保育事業 (自園調理等) ・ 後事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用 ウ 配置基準改善加算(平均対象児童数が21人以上の施設等) 延長時間区分 30分 150,000円 1時間 300,000円	延育のにな長事実必経費保業施要	10/10

預かり事	一預り業	1 運営費(一般型・基本分) 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合 年間延べ利用児童数 基準額 50人未満 1,473,000円 50人以上100人未満 1,973,000円 100人以上200人未満 2,444,000円 200人以上300人未満 2,945,000円 300人以上900人未満 3,240,000円 900人以上1,500人未満 3,470,000円	一か業施要費	10/10
		2 運営費(幼稚園型 I) (1) 在籍園児分((3)を除く。)(児童1人当たり日額) ア 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) (7) 年間延べ利用児童数 2,000 人超の施設 a 平日 440円 b 長期休業日(8時間未満)440円 c 長期休業日(8時間以上)880円 (4) 年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設 a 平日(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数)-400円(10円未満切り捨て) b 長期休業日(8時間未満)400円 c 長期休業日(8時間未満)400円 c 長期休業日(8時間以上)800円 イ 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)800円 ウ 長時間加算 (7) (1)ア(7)a及び(1)ア(4)aについては4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(1)ア(7)c、(1)ア(4)c及びイについては8時間を超えた利用の場合 a 超えた利用時間が2時間未満300円 c 超えた利用時間が3時間以上3時間未満300円 c 超えた利用時間が2時間以上3時間未満200円 c 超えた利用時間が2時間未満200円 c 超えた利用時間が2時間よ3時間未満200円 c 超えた利用時間が3時間以上3時間未満200円 c 超えた利用時間が3時間以上3時間未満200円 c 超えた利用時間が3時間以上3時間未満200円 c 超えた利用時間が3時間以上300円		

(ア) 超えた利用時間が2時間未満	
150 円	
(イ) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	
300 円	
(ウ) 超えた利用時間が3時間以上	
450 円	
(3) 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額)	
ア 平日分 4,000円	
イ 長期休業日 8,000円	
ウ 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	
8,000円	